

軽自動車税（種別割）の減免には申請が必要です

問 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が所有する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

■申請の期限 6月2日(月)

◆減免の対象となる軽自動車など

- ①身体障害者などが運転し、自ら所有する車両
 - ②身体障害者などが運転し、生計を一にする人が所有する車両
 - ③身体障害者などの移動のために身体障害者などと生計を一にする人が運転する車両
 - ④身体障害者などのみで構成される世帯の身体障害者などを常時介護する人が運転する車両
- ※「生計を一にする人」とは、身体障害者などと原則同居し、生活の資を共にしている親族をいいます
 ※普通自動車を含む自動車2台以上の減免、および福祉タクシー利用券との重複はできません

障害の程度（等級）により、減免の可否が異なります。くわしくは、市のホームページまたは税務課市民税係まで問い合わせください。



お知らせ

軽自動車（小型二輪）の車検での納税証明書の提示が原則不要になりました

問 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126 / 税務課 納税係 ☎0952-75-6115



令和7年4月から軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）で小型二輪（総排気量250cc超の二輪車）の納付状況もオンラインで確認可能になるため、三、四輪の軽自動車および小型二輪の車検時に継続審査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。

小型二輪を対象とした軽JNKSの導入に伴い、これまで口座振替やスマートフォンアプリなどで納付された人に6月下旬に送付していた車検用軽自動車の納税証明書の送付を廃止します。

ただし、納付したばかりで、軽JNKSに納付情報が登録されていない時など、納税証明書が必要な場合があります。納付後すぐに車検を受けられる場合は、コンビニエンスストアや金融機関などの窓口で納付し、領収日付印が押された納税証明書を提示してください。口座振替をご利用の人や過去に未納のある人は、記帳済みの通帳、領収書などの納付を確認できるものを税務課窓口までご持参いただくと、その場で車検用納税証明書を発行することができます。

多気市内の方
クーポン配布中

Instagram

お問合せLINE

(株)さちサービス
0954-66-3393

古物商 佐賀県公安委員会許可第911150010205号

困った時の
便利屋ふち

ちょっと
お困りなら
不用品整理

広告